

伊豆の国市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、伊豆の国市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、伊豆の国市の 1 日あたりの相談員数が 0.2 人になっております。また、相談員の中に有資格者はいないと伺っております。人口規模レベルが類似している裾野市では 1 日当たり 1.6 人の相談員を配置させています。市民が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられるよう、相談員の増員にご尽力いただきたく思います。

また、相談日を月 2 回から週 1 回に増やしたようにこれからも相談業務の充実を行っていただけたら幸いです。

#### 2. 消費生活センターの開設を要望いたします。

伊豆の国市には消費生活の相談に対応するのに特化した施設がないと伺っております。週 4 日以上、専門の相談員を配置する等の消費者安全法に沿ったセンターを設置することは、多くの市民の相談に対応できるといった点で、大変重要ですので、開設に向けて、ご尽力いただけたら幸いです。

#### 3. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと思っております。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。